

岩手県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 宮古都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 宮古市臨港通、港町及び日立浜町の各一部（別紙図面のとおりに。）
  - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。